

第5章 指導監査Q&A

○ 指導監査手法としてのリスク・アプローチ手法に関して

Q1-1 会計指導員による指導監査は必ずこのリスク・アプローチ手法による必要があるのか。監事監査と同様な監査手法ではないのか。

A1-1 会計指導員による指導監査は、近時、国の指導により実施が強く推進される環境にある。そうした中で、指導監査手法についてもリスク・アプローチ手法による指導監査手法が有識者で構成されている会計指導員育成研修委員会で検討され、「手引」としてまとめられているところである。

今後、全国で展開される指導監査は均質性を保って実施される必要があり、「手引」に従った指導監査による必要がある。

Q1-2 従前から税理士等の専門家と契約して外部監査を受けているが、今後はこの監査手法に切替える必要があるのか。

A1-2 従前から会計専門家等による外部監査を実施し、今後もその継続を予定している土地改良区においては、従前の外部監査を継続して実施することで差し支えない。

○ 指導監査リスク細目に関して

Q2-1 指導監査対象とする具体的なリスク細目の絞り込み、選択は、土地改良区の判断で決定し、その後、県土連に依頼する進め方となるのか。

A2-1 土地改良区が指導監査の実施を希望する場合、まずは県土連に実施を相談し県土連内の会計指導員の指導を受けることが望ましい。会計指導員は指導監査の実施手法、指導監査対象リスク細目、指導監査実施手順などの説明と、土地改良区自身によるリスク評価の実施実施方法について説明をするので、それら情報を土地改良区が勘案して指導監査リスク細目を選択し、土地改良区と県土連（会計指導員）が指導監査契約締結に至ることを想定している。

Q2-2 土地改良区が団体営土地改良事業などを実施している場合で、その事業リスクなどについて会計指導員による指導監査を受ける意向があるとき「リスク分類」に該当するものがないかどうなるのか。

A2-2 事業リスクに関しては、現在、本「手引」において標準的となるリスク分類表、リスク細目別指導監査作業表の提示がない状態であるが、当該土地改良区において格別の実施意向がある場合、照会に応じて全土連から参考となる情報を提示す

る予定である。

○ 指導監査の実施主体に関して

Q3-1 指導監査を県土連所属の会計指導員に依頼する場合、どのような手順、手続きが必要となるのか。

A3-1 指導監査を希望する土地改良区としては、まず県土連（会計指導員）と協議し、指導監査手法、指導監査対象リスク細目、指導監査実施手順などについて理解をした上で、県土連会長に対し土地改良区理事長名で指導監査実施依頼書を提出する。県土連においては、その内容を県土連内部の「管理運営体制強化委員会」に諮り実施を決定し、その結果を土地改良区に通知するとともに、指導監査契約書の締結手続に入り、契約締結後、県土連内において担当となった会計指導員が指導監査を実施する、という手順となる。

Q3-2 会計指導員、県土連所属の会計指導員の他に土地改良区OBの者がいる場合、土地改良区の選択により、その者に指導監査を依頼できるのか。

A3-2 県土連内には、土地改良区体制強化事業実施要綱に基づき「管理運営体制強化委員会」があり、行政も委員として参画しているこの委員会が指導監査年度計画をまとめるものとなっており、指導監査実施予定土地改良区、その指導監査を担当する会計指導員が決定されるので、土地改良区はその結果の受入れを願いたい。

○ 指導監査契約に関して

Q4-1 指導監査に要する費用の算定として、指導監査に要する標準の所要日数により積算例が示されているが、実際の監査日数が長短した場合はどうするのか。

A4-1 F県内Y土地改良区における実地調査結果から標準と考える積算例を示しているが、事前調査、本調査、補足調査として構成しているうち、仮に補足調査を行う必要が無かったという場合には、指導監査に関する契約書（例）第12条に定める額の確定手続で、県土連から土地改良区に対し指導監査所要日実績資料が提出され、その資料により補足調査の実施がなぐ指導監査が終了したものと確定するので、それに応じた積算に修正されるものとなる。

Q4-2 指導監査において、事前調査、補足調査は必ず実施するものとなるのか。省略はできないのか。

A4-2 指導監査の中心となるのは本調査であるが、事前調査はそれに先立ち、本調査

を円滑に進める上での準備となる重要な手順である。本調査で通覧する必要のある議事録、各種の書簿など指導監査リスク細目に関連した資料の提示について土地改良区に事前準備を求め、リスク細目によっては、あらかじめ説明メモの作成を事務局に依頼しておくことで本調査の円滑な進行に道筋を付けておくものとなる。

このように、事前調査は本調査前に欠くことの出来ない手順である。

一方、補足調査は、指導監査報告書の精度を確保する上で、指導監査対象としているリスク細目についての事実確認とか証明資料について追加を必要とする場合に行うもので、必須ではない。

Q4-3 指導監査結果報告や指導監査所要日実績などの県土連から土地改良区への報告書式については、どのようなものとなっているのか。

A4-3 指導監査結果報告や指導監査所要日実績の書式については指導監査に関する契約書（例）に関連するものとして作成しており、「手引」第4章において示している。

○ 指導監査の実施年、実施時期、実施頻度に関して

Q5-1 指導監査の実施年について、行政検査とのタイミンングとの関係ではどのような実施年、実施時期が妥当と考えられるか。

A5-1 土地改良区の運営、会計処理等に対して行われる行政検査は、おおむね3年に1回の頻度で実施されている。また、内部の監事監査は毎年2回の実施が通例となっている。一方、土地改良区からの指導監査実施要請に対応して行う県土連所属会計指導員の指導監査の頻度については、会計処理に係るリスクを監査することを前提としており、税理士等の会計専門家と契約して外部監査を受けている土地改良区の監査頻度と同様に、各年実施が妥当と考えている。

Q5-2 土地改良区の指導監査は、各年実施が必須となるのか、3年ごとの実施でもよいのか。

A5-2 指導監査を各年に実施するか、3年ごとに実施するかは土地改良区の判断に委ねられている。

なお、平成30年の土地改良法の改正において員外監事の設置が義務化されたところであるが、その例外として、毎年、公認会計士、税理士や県土連所属の会計指導員の指導を受けている場合にあっては員外監事を置かなくてもよいとされている。このため、仮に3年ごとの実施である場合はこの例外措置には該当せず、員外監事の設置が必要となる。

Q5-3 指導監査対象リスク細目として、会計処理に係るリスク細目数14のうち1を対象として、毎年、県土連所属の会計指導員から指導監査を受ける関係にあるときは、員外監事設置義務の例外に当たるのか。

A5-3 指導監査の実施に当たり、会計処理に係るリスク細目数14のうち2以上を選択した場合は、員外監事設置義務の例外に当たる。(第4章、指導監査に関する契約書例書式第2条の注書き参照)

Q5-4 例えば土地改良区運営を取巻くリスクのうち農業情勢に係るリスクに関し指導監査を受けるには毎年の指導監査の実施ではなく、隔年、あるいは3年ごとの実施でもよいのか。

A5-4 土地改良区運営を取巻くリスクのうち農業情勢に係るリスクに関し指導監査を受け、土地改良区運営の改善に生かしていこうとする場合には毎年の指導監査の実施ではなく、隔年、あるいは3年ごとの実施でも差し支えない。

○ 指導監査の報告、内容説明に関して

Q6-1 指導監査に従事した県土連職員である会計指導員は、指導監査結果についてどのような手順で県土連内への報告をするのか。

A6-1 県土連職員で会計指導員として業務指示を受けて指導監査に従事したものであり、業務処理の一つとして、県土連会長に対し指導監査報告書を提出して決裁を受ける形で報告をすることとなる。
そして、この決裁を受けた後、指導監査契約に従い土地改良区に対し指導監査報告書を提出するものとなる。

Q6-2 指導監査を担当し、指導監査結果報告をとりまとめた会計指導員に対して、土地改良区として監査資料を求めたり、説明を求めるときはできるのか。

A6-2 指導監査契約書(例)第11条で、「土地改良区は、指導監査に関する報告に關して必要と認めるときは、指導監査契約の相手方である県土連に、指導監査の結果に関する資料の提出を求めること、会計指導員に対して説明を求めるときができる」としている。

○ 指導監査結果に関する会計指導員の責任論について

Q7-1 会計指導員として土地改良区の指導監査を担当し、指導監査報告書を提出した後、その土地改良区で指導監査対象項目・細目に絡んだ形で不祥事件が表面化した等の場合、会計指導員に責任は生ずるのか。

A7-1 不祥事件が明るみとなった当該土地改良区に対し、かつて会計指導員が行った指導監査はリスク・アプローチ指導監査であり、土地改良区自らが選択したリスク細目を対象として、会計指導員は第三者の立場で、あらかじめ定められた指導監査作業（整備状況についての指導監査、運用状況についての指導監査）を実行したものである。その過程で不審と見られる資料の提示及び説明状況は一切なかったということが、指導監査過程で取得した資料とともに説明し得ると考えられ、指導監査に当たった会計指導員の責任という議論は起きないものと考えられる。

○ 会計指導員に対する研修制度について

Q8-1 会計指導員による指導監査は、リスク・アプローチ手法によるとされるが、初めでの取り組みであり経験がない中で、円滑に実務が進められるには会計指導員を対象とした研修の実施が必要ではないか。

A8-1 本「手引」の配付、浸透を進めつつ、今後、指導監査の実施事例などを教材として実務的な研修の実施を検討することとする。

第6章 資料編

リスク・アプローチ監査手法関係資料

土地改良区運営、会計におけるリスク分類-----	54
土地改良区運営におけるリスク分類と指導監査対象-----	55
細目別指導監査作業表-----	57
リスク細目別指導監査作業表-----	58

制度改正資料

土地改良法による員外監事設置規定と省令による例外規定-----	84
農林水産大臣が定める基準に関する告示案の概要-----	85
告示案-----	86

(注) 告示は平成31年3月中に定められる見込み。

情報資料 1 外部監査の導入促進について

(1) 外部監査導入の必要性

- ① 全国会議における取組みの指示
土地改良区等に対する外部監査の導入促進は、平成27年農林水産省農村振興局土地改良企画課主催の各地方農政局担当者会議において、土地改良区の体制強化計画（複式簿記会計・外部監査の導入）案が示されたところ。
- ② 外部監査について可能な限り導入
その後、「土地改良区等に関する不祥事件の未然防止について」（平成28年8月26日28農振第1129号農村振興局長通知）が発出され、鑑査の充実のため外部監査等の導入の促進を図る旨の指導がなされたところ。

必要性のポイントは次の2点である。

- 土地改良区は補助金等の交付を受けている実態から、その会計処理には透明化・効率化が必要なこと
- 会計経理に関する不祥事件は、土地改良区等の全体問題として捉え、未然防止策を講ずる必要があること

外部監査の効果は次の3点である。

- 土地改良区等のガバナンス強化が図られること
- 土地改良区等の会計処理のより一層の透明化が図られること
- 組合員等、ひいては国民の信頼性向上に資すること

「土地改良区等に関する不祥事件の未然防止について」

（平成28年8月26日28農振第1129号農村振興局長通知）

28農振第1129号
平成28年8月26日

各地方農政局長
内閣府沖縄総合事務局長 殿
北海道知事

農林水産省農村振興局長

土地改良区等に関する不祥事件の未然防止について

土地改良区及び土地改良区連合（以下「土地改良区等」という。）の業務運営に当たっては、かねてより、土地改良法その他関係法令等を遵守し適正に行われるよう都道府県知事を通じて御指導いた

いるところであり、また、土地改良区等に関する不祥事件の未然防止については、「土地改良区等に関する不祥事件の未然防止について」（平成20年8月20日付け20農振第975号農林水産省農村振興局長通知）等により御留意いただいているところです。

御承知のとおり、土地改良区等は、土地改良法に基づいて極めて高い公共性・公益性を賦与されており、事業実施には多額の公費が投じられ、税制の各種優遇措置が認められている団体であって、その運営に厳正を期することが求められています。

しかしながら、今般、土地改良区の職員による横領が疑われる多額の使途不明金に関する事案が発生したことは、誠に遺憾です。

特に、本件事案においては、国と県の共同検査により下記1のとおり組織運営態勢等の不適切な事項が認められたところであり、今後、このような事案の発生を未然に防止するため、下記2のとおり、土地改良区等の役員に対する研修会等により、土地改良区等の組織運営態勢や内部けん制機能の強化を図るよう指導を徹底するとともに、この旨を管内都府県に対して周知徹底願います。

また、下記2の(3)の点検結果については、管内都府県において別紙2により取りまとめの上、今後の土地改良区等への指導に役立てるよう依頼願います。

なお、本通知については、大臣官房検査・監察部と調整を行った上で発出するものであることを申し添えます。

記

1 本件事案における組織運営態勢等の不適切な事項の概要について

- (1) 会計細則に基づく手続を行うことなく、会計間の資金流用、預金口座からの引き出し及び新規口座の開設が行われていたり、金融口座間の不明朗な資金移動が行われていたこと。
- (2) 出納等会計事務（預金通帳及び印鑑の管理を含む。）を、一人の職員に任せきりにしていたこと。
- (3) 会計細則に基づく会計担当理事の会計事務（収支決算書等の検証及び毎月末の現預金残高等の照合結果の確認等）が行われていないなど、役員による内部けん制が機能していなかったこと。
- (4) 土地改良区の事業実施地区単位の組織（以下「支区」という。）に係る次に掲げる不適切な会計処理を行っていたこと。
 - ア 土地改良区が、支区規程に基づく支区の出納状況の管理を行っていなかったこと。
 - イ 土地改良区からの支出先である支区の領収書が偽造され、実際には支払われていない会計処理が行われていたこと。
 - ウ 土地改良区が、関係権利者に対する換地清算金の支払又は徴収を支区に任せ、支区独自の基準により算定した額で行われていたこと。
 - エ 土地改良区が、換地計画における創設非農用地換地（道路用地等）の一次取得者として、実需者から当該土地に係る土地代金相当額を換地処分前に受領しているにもかかわらず、会計細則に基づく収入手続及び収支予算への計上が行われておらず、いわゆる簿外の預金口座へ入金させていたこと。
- (6) 監事は、各監査項目に基づく確認を主に担当職員からの聞き取りにより行い、預金通帳及び残高証明書と金銭出納簿との照合確認を行っていなかったこと。

2 不祥事件の未然防止について

(1) 健全な組織運営態勢等の構築

土地改良区等の内部けん制機能を有効に発揮し、健全な組織運営態勢等の構築を確実に行うため、役員及び職員は都道府県及び都道府県土地改良事業団体連合会が開催する研修会等（以下「研修」という。）へ参加するなど自己研さんに努め、法令等を遵守するとともに、会計処理においては、職員一人に全てを任せることがないよう、会計担当理事による確認・立会を徹底すること。

また、複数の職員を雇用している土地改良区等においては、内部けん制機能の強化を図るため、定期的な職員の配置換えを検討するほか、毎月末における現金及び預金残高と会計主要簿との照合並びに会計主要簿間の照合を複数職員で行うよう、規約や会計細則に明記することにより、職員の業務分担等の明確化を図るなどの対策を講じること。

さらに、土地改良区等の財務状況の透明化を図るため、複式簿記会計の導入の促進を図ること。

(2) 監査の充実

ア 監事監査の適切な実施

監事は、研修へ参加するなど自己研さんに努め、監査業務を的確に行うための知識の向上を図るとともに、監査においては、自ら預金通帳及び金融機関の発行する残高証明書と金銭出納簿との照合を確実に行うとともに、理事会への出席を積極的にを行い、業務運営等に対して必要に応じて意見を述べるなど、その役割を適切に果たすこと。

イ 外部監査等の導入促進

外部の第三者の視点から土地改良区等の財務状況等の監査を行う外部監査の導入の促進を図ること。

特に、多額の積立金を保有しているなどの財政規模が大きい土地改良区等や、国営関連施設を管理している土地改良区等（地区面積がおおむね3,000ha以上）においては、その事業規模等に鑑み、重点的に外部監査の導入を図ること。

また、これらの土地改良区等や都道府県営ほ場整備事業の負担金徴収を行っている土地改良区においては、都道府県土地改良事業団体連合会の会計指導員（土地改良区体制強化事業実施要領（平成28年4月1日付け27農振第2430号農林水産省農村振興局長通知）第5の1の（3）のイの（ケ）により届出のあった会計指導員をいう。）を積極的に活用するなど、第三者の視点からの会計指導を受けるよう努めること。

(3) 会計処理の適切性の確保

本件事案を踏まえ、会計処理の適切性の確保に万全を期するため、別紙1に掲げる事項に日頃から留意する必要がある。

このため、別紙1に掲げる事項について、会計担当理事は、速やかに自ら点検を行い、不適切な事項が確認された場合は速やかに理事会及び監事会に報告し、改善措置を講じるとともに、監事は、直近の監査において確認し、当該監査結果の理事会報告にこれを盛り込むこと。

情報資料 2 外部監査導入地区の概要

① 導入地区の状況

外部監査の導入土地改良区は、平成28年度時点においても僅かな数に留まっているのが実態である。

古くは平成17年度から取組みを実施した地区があり、これまで全国的に取組土地改良区数は限られていたが、平成28年に至ってから3地区が外部監査を実施している。

② 導入地区の規模等

外部監査を実践している土地改良区の規模については、必ずしも大規模な土地改良区とは限らず、最大はG区で10,000haを超えた地区であるが、2,000ha以上は2地区である。

外部監査実施土地改良区の規模は区々であり、不祥事件からみで調査・監査が必要となった地区を除いて、他の地区における外部監査の導入判断は土地改良区トップの判断、決定によるものが多いと思料される。

例えば、面積規模は県営関連土地改良区であっても、会計経理体制の適正維持に強い関心を持つ地区は、平成22年度から税理士の外部監査を開始している。

③ 外部監査の実施主体

紹介地区はA地区～I地区まで9地区であるが、8地区は税理士事務所との契約により監査を実施しており、契約は自動更新としていくところが多く、税理士事務所との会計関係の顧問契約と見られる。

I地区のみ公認会計士への依頼となっているが、不祥事件がらみの依頼業務であり、監査機関を限っていることから外部監査の継続性はないものと思料する。

外部監査に伴う報酬としては、数万～30万円（税別）という実態にあり、鑑査する内容により区々である。

④ 外部監査の実施時期

税理士事務所による監査の実施時期については、土地改良区の決算時期の5月～6月が主となっており、顧問契約には自動更新条項を設けている地区が多い。

外部監査導入地区一覧表

外部監査導入年度	所在	土地改良区名	国県営関連の有無	外部監査契約書の有無	外部監査に当たった者	外部監査の実施時期	監査報告書的成果物	外部監査人の範囲	備考
17年度	石川県 ○○市	A土地改良区 2,341ha	国営関連	無し。契約書は作成しておらず、請求書で処理している。	税理士2名	27年度の収支決算書の監査を28.6.30に実施	総評として1点、指導事項として3点を報告書に記している。	A税理士37,161円、B税理士59,662円。いずれも税込のみ	監査はA・B2人の税理士が関与している。B税理士は消費税申告にも関わっている。
22年度	茨城県 ○○市	B土地改良区 430ha	県営関連	有り。25年度の決算監査、会計管理体制の整備運用状況の点検を契約している。	税理士1名	27年度の収支決算書(一般会社、3特別会計)の監査を28.6.23に実施	会計管理体制の整備運用状況結果報告として、決算書の適正さを認められている。複式簿記への移行を理言。	20万円。税別	外部監査契約は自動更新している。
25年度	福島県 ○○町	C土地改良区 1,512ha	国営関連	有り。業務範囲として、決算に関する会計処理、税務、確定申告書及び添付資料作成	税理士事務所	25年度の財務諸表について26.6.23に監査している	所見として1点、附属して、公益法人の財務諸表がエックサット表添付。	法人報告関係 15万円 消費税申告関係 15万円 いずれも税別	契約は自動更新している。外部監査というよりも、関係処理・税務処理に関する顧問契約と見られる。

外部監査導入年度	所在	土地改良区名	国県営関連の有無	外部監査契約書の有無	外部監査に当たった者	外部監査の実施時期	監査報告書的成果物	外部監査人の報酬	備考
27年度	岡山県 ○○市	D土地改良区	国営関連	無し。合致した資料はないとの報告有り(県土地連)	公認会計士	平成17年4月から平成27年3月まで(会計調査対象年度)	調査報告書として6点にわたる会計不正点を指摘している	1回につき2万円 1600円税込	会計不正事に鑑み、帳簿等の会計不正問題を公認会計士に依頼したものと見られる。
28年度	北海道 ○○市	E土地改良区 11,035ha	国営関連	有り。業務範囲として、複式簿記への移行指導、財務諸表等の作成成果が適正であることの確認	税理士事務所	平成27年度の財務諸表について28.6.28に監査している。	監査報告書として、2点を報告し、不正を指摘されていると記載。	30万円 税別	契約は自動更新している。外部監査というよりも、複式簿記への移行支援に関する顧問契約とも見られる。
28年度	福島県 ○○市	F土地改良区 2,741ha	県営関連	無し。電話により依頼しているとの報告あり(種島県土地連)	税理士事務所	消費税申告時期(3月分)	指導者へ申告する消費税申告書作成及び代行。	43,200円 (税込のみ)	
28年度	兵庫県 ○○町	G土地改良区 209ha	県営関連	有り。業務範囲として、収支計算書、正味財産増減表計算書、貸借対照表及び財産目録の監査を行うこと	税理士法人	平成28年度は、財務諸表について28.7.6及び29.2.9について改算している。	監査報告書として、28.7.6について18点、29.2.9については10点について改算している。	1時間当たり1万円。所要4時間 4万円。——年1回の監査であり、年0.7万円となる(税別)	監査契約には自動更新の規定はない。監査契約を付属させた契約となっている。

情報資料 3 外部監査の導入促進の取組み

① 外部監査の現状認識
農林水産省の「土地改良区等における外部監査の導入促進について」とする資料の一部を示しており、その中で「可能な限り導入を図ること」の背景・事情について次のように記述している。

- (ア) 外部監査は、ほとんどの土地改良区等では未だにその導入が図られていない
- (イ) 外部監査の導入は重要であり、今後は、土地改良区等の実情に配慮しつつ、具体的な取組みを促す必要
- (ウ) 土地改良区職員による会計経理を巡る不祥事件が相次いでいるなど、外部監査の導入を促進し、透明性・信頼性の向上を図る必要性が高まっている状況

② 外部監査の具体的な導入指導
このような状況から外部監査の導入促進については、地方農政局等において次のような具体的な取組みを指示している。

- (ア) 地方連合会における外部監査導入が速やかに図られるよう周知（地方連合会において外部監査人候補者を選定し、土地改良区等に対する紹介・あっせんを実施）
- (イ) 都道府県を通じて、土地改良区等に対して外部監査契約締結が円滑に行われるよう指導を徹底
- (ウ) 国営関連土地改良区（受益面積がおおむね3,000ha以上）から重点的にその導入促進に向けた指導を行い、面談方式による役職員との意見交換の実施

(注) 以上の情報資料 1 から 3 資料中、土地改良区が公認会計士事務所、税理士事務所等に監査の実施を依頼する形で取組まれる形態は「外部監査」と称し、上記資料にみられるとおり、取組促進の指導、取組実態等の把握等が進められてきた。これに対し、地方連合会所属の会計指導員が監査に関与する関係を対比し、近時、この関係を「指導監査」と称されている。本「手引」もそれにならい、地方連合会の会計指導員が関与する監査であるところから「指導監査」の語で記述をしている。

本「手引」に係る参考図

1. 土地改良区の組織体系のフロー
2. 土地改良区の年間スケジュール
3. 土地改良区の会計経理フロー
4. 土地改良区の帳簿体系
5. 賦課金等の滞納処分フローチャート
6. 「差押え」までの流れ
7. 監事の年間スケジュール
8. 土地改良区検査着眼事項
9. 監事監査簿（記入例）

（上記資料は、「土地改良区監事の監査実務の手引」（全土連で改訂版を発行準備中）に編集している。）

参考通知資料

1. 土地改良区定款例
2. 土地改良区規約例
3. 土地改良区会計検査指導基準
4. 土地改良区会計基準
5. 土地改良区監査細則（例）（監査実務の手引 26頁～）
6. 国の指導通知
 - ①土地改良区等に関する不祥事件の未然防止等について
（25農振第966号農村振興局土地改良企画課長（平成25年7月19日））
 - ②土地改良区等に関する不祥事件の未然防止について
（20農振第975号農林水産省農村振興局長（平成20年8月20日））
 - ③土地改良区等に関する不祥事件の未然防止について
（19農振第1832号農村振興局土地改良企画課長（平成20年3月12日））
 - ④土地改良区等に関する不祥事件の未然防止について
（16農振第1713号農林水産省農村振興局長（平成16年12月27日））
 - ⑤土地改良区等の適正な業務運営の確保について
（12農振第1629号農林水産省農村振興局長（平成13年3月19日））

その他参考資料（全土連の出版物）

- ①土地改良区組織運営の手引（平成 25 年 10 月発行版）
- ②土地改良区監事の監査実務の手引（平成 24 年 4 月発行版――改訂版発行準備中）
- ③土地改良区が行う滞納処分の手引（平成 17 年 11 月発行版）
- ④要約版 賦課徴収と滞納処分（平成 26 年 6 月発行版）
- ⑤土地改良区複式簿記会計の手引（平成 24 年 11 月発行版）
- ⑥土地改良法関係質疑応答集（平成 24 年 4 月発行版）

土地改良区運営、会計におけるリスク分類

大分類	中分類	小分類	リスク細目数	備考
I 区内外の 環境リスク	I-A 内部環境リスク (主として人に係るリスク)	3	9	
	I-B 内部環境リスク (農業情勢に係るリスク)	2	2	
	I-C 内部環境リスク (会計処理に係るリスク)	7	14	
	I-D 外部環境リスク	1	1	
分野数 4		13	26	